

諮 問 の 概 要

(平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について)

医療施設調査の計画について

1 調査の目的等

医療施設調査（指定統計第 65 号を作成するための調査）は、全国の病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

医療施設調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身として、昭和 28 年調査から指定統計第 65 号を作成するための調査となっている。

昭和 47 年調査までは毎年実施されていたが、昭和 48 年に調査方法の見直しが行われ、医療施設の開設、廃止等の報告により施設数、病床数等を把握する動態調査が毎月、全医療施設の詳細な実態を把握する静態調査が昭和 50 年以降 3 年ごとに実施されている。

2 医療施設調査の改正の趣旨

医療制度改革大綱（平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会）の推進事項の実施状況等を把握するとともに、医療行政に関連する制度改革等への対応及び記入者負担の軽減を図るため、平成20年調査において調査事項の変更を行う。

3 改正内容

(1) 医療制度改革大綱の推進事項の実施状況等を把握するための調査事項の変更

医療制度改革大綱の推進事項として挙げられた「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」及び「医療費適正化の総合的な推進」の実施状況等を把握するため、「静態調査・病院票」及び「静態調査・一般診療所票」について、「退院調整支援担当者の有無」、「健診・保健指導の実施状況」、「禁煙外来の有無」等に関する調査事項を追加する。

また、「静態調査・病院票」については、「診療科目別の医師数」、「緩和ケアの実施状況」、「療養病床に関連する病床数」等に関する調査事項を追加する。

(2) 制度改革等による調査事項の変更

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の改正（平成 19 年 1 月 1 日施行）による診療所の病床区分の見直しに対応するため、「静態調査・一般診療所票」について、「許可病床数」に関する調査事項に「一般病床」を追加する。

また、診療報酬改定に対応するため、「静態調査・病院票」、「静態調査・一般診療所票」等について、「受動喫煙防止対策」に関する調査事項に「敷地内全面禁煙」の選択肢を追加する。

加えて、地方独立行政法人の開設する医療施設が増加してきたことから、「静態調査・病院票」、「静態調査・一般診療所票」、「動態調査票」等について、「開設者」に関する調査事項の選択肢に「地方独立行政法人」を追加する。

(3) 記入者負担軽減の観点からの調査事項の削除

「静態調査・病院票」及び「静態調査・一般診療所票」について、大幅な経年変化が見られない「医療施設の面積」、「介護老人保健施設等の併設状況」等に関する調査事項を削除する。

また、「静態調査・病院票」について、他調査による把握が可能な看護師の配置状況等をみる「看護の実施状況」に関する調査事項を削除するとともに、「静態調査・病院票」、「静態調査・一般診療所票」等について、医療機能情報提供制度の開始により把握の必要性が低下した「ホームページの開設状況」等に関する調査事項を削除する。

患者調査の計画について

1 調査の目的等

患者調査（指定統計第66号を作成するための調査）は、医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

患者調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身として、昭和 28 年調査から指定統計第 66 号を作成するための調査となっている。

昭和 58 年調査までは毎年実施されていたが、昭和 59 年に調査内容及び調査対象の見直しが行われ、昭和 59 年調査以降は 3 年ごとに、医療施設調査の静態調査と同時期に実施されている。

2 患者調査の改正の趣旨

医療制度改革大綱等及び医療行政に関連する制度改正等に対応するとともに、記入者負担の軽減を図るため、平成20年調査において調査事項の変更を行う。

3 改正内容

(1) 医療制度改革大綱及び「がん対策推進基本計画」に対応した調査事項の変更

医療制度改革大綱の推進事項に対応するため、「病院入院（奇数）票」、「病院外来（奇数）票」等について、生活習慣病を中心とした糖尿病等の「副傷病名」等に関する調査事項を追加する。

また、「がん対策推進基本計画」（平成 19 年 6 月閣議決定）を推進するための基礎資料を得るため、「病院退院票」及び「一般診療所退院票」について、放射線治療等の「がん治療の有無」に関する調査事項を追加する。

(2) 制度改正等による調査事項の変更

健康保険法（大正11年法律第70号）の改正等に対応するため、「病院入院（奇数）票」、「病院外来（奇数）票」等について、適用される保険等を把握する「診療費等の支払方法」に関する調査事項の選択肢の名称を変更する。

また、診療報酬改定に対応するため、「病院入院（奇数）票」及び「病院退院票」

について、「病床の種別」に関する調査事項の選択肢を変更する。

(3) 記入者負担軽減の観点からの調査事項の削除

「病院入院（奇数）票」及び「一般診療所票」について、他調査による把握が可能となった、療養病床における入院患者の自立の程度をみる「心身の状況」に関する調査事項を削除する。

また、「歯科診療所票」について、出現数の少ない「外傷の原因」に関する調査事項を削除する。